

## 猪苗代町外国人誘客支援金交付要領

### (目的)

第1条 猪苗代町は、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故並びにその風評により甚大な被害を受けている本町観光の復興及び観光誘客を図るため、町内の宿泊施設を対象として外国人を送客する会社（以下「事業者」という。）に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

### (対象事業)

第2条 事業者が支援金の交付を受ける事業（以下「本事業」という。）は、猪苗代町内に宿泊する全ての旅行商品を対象とする。ただし、国立磐梯青少年交流の家の宿泊は対象外とする。

### (対象期間)

第3条 本事業は、次の期間の宿泊実績を対象とする。

- 第1期 5月1日から7月31日宿泊分まで
- 第2期 9月1日から9月30日宿泊分まで
- 第3期 11月1日から12月20日宿泊分まで
- 第4期 翌年1月5日から3月20日宿泊分まで

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、外国人10名以上の団体送客の有料宿泊実績に対して、次のとおりとする。

- (1) 外国人1泊1名につき 1,000円
- (2) 旅行会社に対する取扱手数料 20,000円

2 同一施設にて2泊以上した場合は初泊分のみ対象とする。ただし、町内の異なる施設を利用して2泊以上した場合は、施設ごとの初泊分を対象とする。

3 旅行会社に対する取扱手数料は、1月に複数団体取り扱いをしても20,000円とする。

### (支援金対象事業者)

第5条 観光庁又は都道府県の旅行業の登録を受けた事業者、ランドオペレーターで本事業に参加申込みをした者とする。

### (参加事業者登録)

第6条 本事業へ参加を希望する事業者は、猪苗代町外国人誘客支援金交付事業参加申込書（様式第1号）を猪苗代観光協会長に提出しなければならない。

### (支援金の交付申請)

第7条 前条の登録を受けた事業者が支援金の交付の申請をしようとするときは、猪苗代町外国人誘客支援金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を猪苗代観光協会長に提出しなければならない。

2 申請の受付期間は、第1期が5月1日から6月30日まで、第2期が8月1日から8月31日まで、第3期が10月1日から11月30日まで、第4期分が12月1日から翌年2月28日までとする。

（交付の決定及び通知）

第8条 猪苗代観光協会長は、前条の規定より交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは交付を決定し、猪苗代町外国人誘客支援金交付決定通知書（様式第3号）により速やかに事業者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第9条 支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援事業者」）は、第7条第1項の規定による交付申請書の記載内容に変更が生じたときは、猪苗代町外国人誘客支援金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を速やかに猪苗代観光協会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 支援事業者は、宿泊終了月の翌月10日までに猪苗代町外国人誘客支援金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を猪苗代観光協会長に提出しなければならない。ただし、3月1日から20日宿泊分は3月30日までに提出しなければならない。

（支援金の請求）

第11条 支援事業者は、前条の実績報告書に併せて猪苗代町外国人誘客支援金請求書（様式第6号）を猪苗代観光協会長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第12条 猪苗代観光協会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、支援金を交付する。

2 第9条の規定による変更承認申請をせず、交付決定額を実績額が上回った場合は、交付決定額を上限として支援金を交付する。

（支援金の返還）

第13条 猪苗代観光協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した支援金の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）虚偽の申請又はその他不正行為により支援金の交付を受けたとき。

- (2) 天変地異を含むあらゆる理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能になったとき。
  - (3) その他、猪苗代観光協会長が相当の理由があると認めたとき。
- 2 支援金の返還の請求を受けた者は、当該請求額を猪苗代観光協会長が指定する期限までに返還しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第14条 事業者は支援金に係る経理について収支の事実を明確にした証明書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、猪苗代観光協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。